第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の後記１の土地及び２の建物について抵当権を有する協定債権で、平成29年７月13日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　担保権の評価額
担保権の対象となる資産の評価額は、後記１⑴及び⑶記載の土地並びに２⑴記載の建物については７億8191万4852円、後記１⑵記載の土地及び２⑵記載の建物については170万9468円とする。
３　債権者間の債権譲渡の確認
清算株式会社、青森県信用組合及び青森市は、青森県信用組合が、青森市に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、抵当権を有する協定債権のうち１億5405万4000円を同額で譲渡し、青森市は青森県信用組合に対し、同日、同額を青森県信用組合の指定する銀行口座に振り込み支払うこと及びその振込手数料について青森市の負担とすることを確認する。
４　弁済
⑴　清算株式会社は、青森市に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内に、裁判所の許可を得られることを条件として、後記１⑴及び⑶記載の土地並びに２⑴記載の建物を７億8191万4852円で代物弁済する。
⑵　清算株式会社は、後記１⑵記載の土地及び２⑵記載の建物を換価処分し、換価代金から換価手続に係る諸費用を控除した残額を青森市に弁済する。
５　弁済後の残余債権
前項の弁済（代物弁済を含む。）によって弁済されなかった残額は、一般協定債権の例によって弁済する。
第３　一般協定債権
１　定義
本協定による一般協定債権とは、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般協定債権の弁済
清算株式会社は、青森県信用組合及びアウガ区分所有者を除く各協定債権者に対し、財産の換価終了後、１か月以内に、後記記載の土地及び建物を除く全財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、青森県信用組合及びアウガ区分所有者を除く各協定債権者の一般協定債権額（ただし、青森市については、第２の３の青森県信用組合から譲り受けたものを含むものとする。）の割合に応じて按分して弁済する。
３　債務の免除
⑴　アウガ区分所有者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定することを条件としてその有する一般協定債権をすべて免除する。
⑵　青森県信用組合は、清算株式会社に対し、青森市から第２の３の債権譲渡代金の支払いを受けたときに、第２の３の債権譲渡後の残余の協定債権を免除する。
⑶　青森県信用組合とアウガ区分所有者を除く各協定債権者は、第３の２の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、青森県信用組合とアウガ区分所有者を除く各協定債権者の各一般協定債権の総額（ただし、青森市については、第２の３の青森県信用組合から譲り受けたものを含むものとする。）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　追加弁済
第３の２の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、青森県信用組合及びアウガ区分所有者を除く各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を青森県信用組合及びアウガ区分所有者の一般協定債権額を除く各一般協定債権額（ただし、青森市については、第２の３の青森県信用組合から譲り受けたものを含むものとする。）の割合に応じて弁済する。この場合においては、青森県信用組合及びアウガ区分所有者を除く各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

記

１　土地
⑴　所在　青森市新町一丁目
地番　103番１
地目　宅地
地積　9012.57平方メートル
清算株式会社持分　1000000分の364696
⑵　所在　青森市新町一丁目
地番　112番１
地目　宅地
地積　15.11平方メートル
⑶　所在　青森市新町一丁目
地番　112番２
地目　宅地
地積　7.56平方メートル
清算株式会社持分　100万分の364696
２　建物
⑴　（一棟の建物の表示）
所在　青森市新町一丁目103番地１
建物の名称　アウガ
（専有部分の建物の表示）
家屋番号　新町一丁目103番１の１
種類　店舗
構造　鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階付４階建
床面積
１階部分　3223.14平方メートル
２階部分　2577.59平方メートル
３階部分　2773.22平方メートル
４階部分　2676.89平方メートル
地下１階部分　4411.14平方メートル
清算株式会社持分　100万分の437100
（敷地権の表示）
土地の符号　１
敷地権の種類　地上権
敷地権の割合　100万分の516989
土地の符号　３
敷地権の種類　地上権
敷地権の割合　100万分の516989
⑵　所在　青森市新町一丁目112番地、103番地、111番地
家屋番号　112番
種類　店舗
構造　鉄骨造陸屋根２階建
床面積　１階　39.51平方メートル
２階　13.87平方メートル
清算株式会社持分　4693分の1917

以上

青森地方裁判所第２民事部

更生手続終結

平成１０年（ミ）第１号
新潟市中央区上所中２丁目５番２号
更生会社　株式会社不二工務店
管財人　小海　要吉
同　石黒　範明
１　決定年月日　平成29年10月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

新潟地方裁判所民事部

監督命令

平成２９年（再）第１８号
大阪府大阪市北区天神橋３丁目７番９号
再生債務者　株式会社システムジュウヨン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　野上　昌樹
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財